

## 真継家文書の概略について

### はじめに

私は一九八八年九月より一九八九年二月に至る半年間、名古屋大学に内地留学する機会に恵まれた。この間文学部において、近世の下級公家であった真継家に伝わった文書の閲覧を許され、整理に当たることができた。本稿ではその成果をもとに、現段階において知られる真継家文書の内容等を報告したい。

真継家文書というと即座に思い起こされるのは近世に全国の鋳物師を支配していた家に伝わった文書ということであり、これに関連して、既に名古屋大学文学部国史学研究室編で一九八二年に『中世鋳物師史料』<sup>(1)</sup>が出され、真継家文書の中世の鋳物師に関する部分は活字化されている。また同書には網野善彦氏によって『真継文書』の伝来と整理の現状<sup>(2)</sup>が説明されており、真継家文書が伝来した経過、名古屋大学に所蔵されるに至った状況、整理の現状、さらには同家の系譜や地位などが簡潔にまとめられている。そして網野氏は「むすび」において、

もとより本書は「真継文書」のごく一部の紹介にとどまっている。現在、多少は進行しつつあるとはいえ、いままなお未整理・未解読の部分を多く残している歴大かつ豊かな内容を持つ近世の文書・記録の全貌が、今後、世に公開されるならば、単に近

### 笹本正治

世の鋳物師とその組織にとどまらず、さきの大きな課題の解明に向って、さらに一步を進めようことは疑いをいれない。この困難な、しかしやり甲斐のある仕事を、わが国史研究室が必ずやなし遂げるであろうことを確信するとともに、その完成の日が一日も早く来ることを心から祈ってやまない。

と記している。本稿は網野氏の意志を引き継ぐものでもある。

『中世鋳物師史料』刊行以前の一九八一年三月に網野氏は名古屋大学を去られ、神奈川大学短期大学部に移った。これより先の一九七七年四月以降、名古屋大学大学院研究生だった私は網野氏の指導下に、一九五八年に卒業論文「真継家の鋳物師統制」を書いて以来真継家文書と関係の深い中村明枝氏や、当時の学部学生たちと、真継家文書の近世部分の整理に当たったが、この年一月から私が高木家文書調査室の助手になったこともあって、整理は殆ど進展しないうままで、私も一九八四年四月に現在の職場である信州大学に赴任した。その後四年半にわたっては中村明枝氏が貴重な時間を割いて、一人でコツコツ整理を続けてこられた。そこに今度内地留学の機会を得た私に加わって、中村氏と半年間で残りの文書の一応の整理を終えることができた。本稿はその際の文書カードを元にしたものであり、私と中村明枝氏の共同作業の結果であることをお断わりしておきたい。

真継家文書では鋳物師史料が有名であり、名古屋大学が一九六一

## (1) 真継家文書の点数

年代	内容 例幣 率幣	公役	鋳物師	家							政	文化	計	
				領知	屋敷	家計	儀礼	交際	柳原	家伝				その他
1536~	40		6										6	
1541~	50		73										73	
1551~	60		8										8	
1561~	70		11										11	
1571~	80		11										11	
1581~	90		1	21									22	
1591~1600			1	2									3	
1601~	10	3	4	2							3		12	
1611~	20		1	3							2		6	
1621~	30	10	4	1							1	1	17	
1631~	40	2										5	7	
1641~	50	21	6									5	32	
1651~	60	17	11							1		27	56	
1661~	70	1	14	1		3				1		8	28	
1671~	80	4	3			3				1		5	16	
1681~	90	2	1	2		1					6	8	20	
1691~1700		2	19	1		2				2	1	8	35	
1701~	10	18	17							4	2	8	49	
1711~	20	9	11	31						2		18	71	
1721~	30	36	45	44	8		4			3	26	2	4	172
1731~	40	12	27	36	1	4	7			2	1		19	109
1741~	50	19	60	16	1		1	9					12	118
1751~	60	14	46	33				13			43		7	156
1761~	70	31	35	14	1		3				14		3	101
1771~	80	35	9	25							3	1	14	87
1781~	90	65	17	77					3				2	164
1791~1800		110	10	85		2	2	2					5	216
1801~	10	106	17	49		1		3					5	181
1811~	20	158	97	11	1			4			1	11	1	284

1821～	30	188	123	23				19			1	2	5	361	
1831～	40	67	64	14	1		36					4	4	190	
1841～	50	165	70	10	2		18				7	5	4	281	
1851～	60	253	26	26	1		3	2			5	3	3	322	
1861～	70	405	59	21			17					23	6	531	
1871～	80	1	39	95	1	2	16				3	44	33	234	
1881～	90		2	7			6			55	5	63		138	
1891～1900							1			36		6		43	
1901～	45										1		2	3	
年代不明分															
久直～1598			2	74										76	
康綱～1624		7	3	15										25	
康利～ ?		2	1	1								1		5	
親賢～ ?															
久忠～1678		17	6	1							1			25	
玄弘～1684			1									1		2	
珍弘～1733		14	7	5	1		2						1	30	
矩弘～1753		7	22	4									1	34	
親弘～1767		16	15		3		1		3					38	
量弘～1783		9	1											10	
康寧～1827		75	165	26			5		4					275	
則能～1850		34	1	1			5	3	6			5	3	58	
能弘～		126	84	21		2	85	8	4	67	6	155	11	569	
不 明		151	202	143	6	9	29	43	62		18	54	126	843	
総 計		2212	1349	1050	1190—19.3%										
%		35.9	21.9	17.0	27	29	241	106	82	163	152	390	363	6164	
					0.4	0.5	3.9	1.7	1.3	2.6	2.5	6.3	5.9		

年に文書を購入すると同時に、上村喜久子氏が鋳物師文書を中心に中世および近世の一部について整理した。しかし作業は一九六二年から中断されたままに置かれた。上村氏の整理された鋳物師文書の中世部分については網野善彦氏が一九七二年より名古屋大学文学部の紀要に発表し、これが基礎となつて『中世鋳物師史料』が刊行された。

一方残されたままになっていた近世の文書については、先に述べたように一九七七年から整理が着手されたが、何分学生と私が何もう知らないままに整理を開始したため、きわめて不十分なものであり、全体像をつかんでいなかったこともあつて標題の付けかた、点数の数え方など統一が取れていなかった。また上村氏の整理ともやや差ができた。今回の整理はその延長線上にあり、なおかつ半年間という短期間で整理したため不備な点もあるので、本来成すべき完全な整理への第一歩と位置付けなければならぬ。しかし、真継家文書の全体像を確認しておかなければ、今後のしつかりした整理はすることができないであろうから、敢えてここに中間報告とも言うべきものを報告する次第である。

## 一 文書全体の特徴

(1) 表は今回の整理の結果として確認された真継家文書の点数などを示したものである。ここでは包紙は一点と数えないでいる(整理に当たつて出来たカードでは包紙を一点と数えたものと、これを数えず文書に包紙共としたものがある)ので、統一を取るため包紙については数えないで点数確認をした)。その結果総点数は六一六四点であった。

なお文書は現在、内容別・時代別には分類されておらず、名古屋

大学に搬入された時の括りをもとに箱ごとに整理されている。このため各書架に入れられたものごとにある程度の傾向はあるものの、必ずしも箱に意味があるわけではないが、ある時期の真継家文書の状態を伝えるというところで、箱の内容を移動させることは差し控えている。しかし、文書整理に当つて作成したカードでは一応内容と時代順に並びかえて見られるようになってゐる。

さて真継家文書の内容であるが、前記網野氏の解説には、

真継家の近世における活動に即して、それを大よそ二群に分けることができる。その一はいうまでもなく鋳物師支配に關係した文書・帳簿であり、他は伊勢例幣使をつとめた同家の活動にかかわるものである。とくに、細密に記された家記は、恐らくこれにとどまらぬ、近世の公家社会の実情を伝える豊富な内容をもつものと思われ、また同家に蒐集された典籍も、貴重なものがあると考えられる。

とされているが、これまで研究されてきたのは鋳物師支配に關係するものであり、他には例幣使關係のものが知られていた。そこで内容を取つたカードをもとに、(1)表のように内容分類してみた。

先ず「例幣・奉幣」には、既に網野氏も触れている朝廷が伊勢神宮に幣帛を奉獻する時、その使者として真継家が参加した際の史料、また日光例幣に關する史料などをまとめた。「公役」には、「例幣・奉幣」で扱つた以外の真継家の下級公家としての勤務に關わる史料を集めた。もとより「公役」は「例幣・奉幣」と密接な關係をもち、本来両者を分類することは望ましくないかもしれないが、一緒にした場合点数が余りに多くなるため分けてある。「鋳物師」には、真継家の鋳物師支配に關係する史料を集めた。「家政」には、真継家の私的な家としての經濟などに關わる史料を集めた。この中

はより具体的に理解するため「領知」・「屋敷」・「家計」・「儀礼」・「交際」・「柳原」・「その他」・「家伝」に分類してある。なお、このうち「その他」には近世末から近代にかけての日記も入れてある。「文化」には、真継家の教育・教養に関連した典籍などが入っている。

以上の分類による総計は「例幣・奉幣」が二二一九点で最も多く、全体の三五・九パーセントを占める。次いで「公役」が一三四九点、二一・九パーセントとなる。両者を合せると全体の五七・八パーセントであり、真継家文書の圧倒的多数が朝廷に対する下級公家としての役割に関わるものであったことがわかる。これまで真継家文書といえは余りに鋳物師支配関係文書が有名であったが、あくまで真継家は下級公家であり、御蔵小舎人としての役割が重要であったことが明らかである。してみると同家の鋳物師支配もそれだけを取り上げるのではなく、朝廷との関わりで考える必要がある。「鋳物師」については一〇五〇点で、全体の一七・八パーセントである。真継家文書の代名詞とも言うべき鋳物師支配関係文書であるが、総点数の中に占める割合は思ったよりも少ないというのが実感である。「家政」は一九〇点で、全体の一九・三パーセント、鋳物師関係史料よりやや多い。内容が多岐にわたるだけに真継家という家を知るのに重要な史料が多い。「文化」は三六三点、五・九パーセントに過ぎない。典籍が殆どであることを考えあわせると、教養・文化関係の史料は総体的に少ないといえよう。

次に真継家文書の年代的分布を見てみよう。表で判明するように古い時期のものは殆ど全てが鋳物師支配に関連したものである。鋳物師の家に伝わる文書の中には偽文書や写が多いことは周知の事実で、その総元締ともいえる真継家にも偽文書や写が多いが、これについての研究も網野氏によって既になされている。特に古い年号を

記した文書の殆どはそうしたものであるので、作成された年代がはっきりしない偽文書・案文・写については、この表の中では原則として不明として処理してある。真継家が諸国の鋳物師に配布した文書中でも宝徳三年（一四五二）正月一日付けの河内国鋳物師座法は重要で、真継家文書にはその正文として尊重されたと思われるもの（一―二―二―二、以下括弧内の番号は真継家文書の整理番号を示す）であるが、花押が擦り消されたりえに同一と思われる者の手で書き直されており、原本とは考え難い。次に古いものとしては天文五年（一五三六）新見有弘の讓状関係となる。これらの文書にもやや疑問が残るが、真継家は真継久直が新見有弘から家督を譲られて成立することからして、一応この時期からの文書を最も古いものとする<sup>(6)</sup>ことができよう。以後連続して文書が残るようになり、明治三二年（一八九九）まで続いている。その後は大正三年（一九二四）の二点、昭和二〇年（一九四五）の一点がある。つまり真継家文書の多くは一五三六年より一八九九年までの戦国時代から近代に至る約三六〇年間に書かれたものといえることができる。文書のなかで久直・康綱の二代、一六〇四年以前の文書は二二六六、三・八パーセントである。次に一六〇四年から一六八四年に至る康利・親賢・久忠・玄弘の四代の文書は一九八点で、総点数の約三・二パーセントである。文書が増加するのは珍弘のときからで、特に康寧の代から能弘の代までが多い。こうしてみると戦国時代、久直の新見家相続と彼を継いだ康綱の時期に一つの文書残存上のピークがあり、次いで近世前期の三代の時期にまた文書が減少し、珍弘が真継家を継いでから再び増加し、特に一八世紀末から一九世紀後半にかけての康寧・則能・能弘の時期の文書が最も多く残っているといえる。こうした傾向をつかまえたうえで以下分類された内容について解

説してみた。

## 二 例幣・奉幣

既に述べたように例幣・奉幣に関する文書が真継家文書の最も中心を成す部分であり、真継家の下級公家としての公的役割の実態を伝えるものである。『地下家伝』によれば、康綱の代の慶長一四年（一六〇九）九月に伊勢皇太神宮に対する朝廷の奉幣が再興され、別勅によって真継家が斎部姓を兼ねるようになり、以後連綿として同家が奉幣使を勤めたという。これを証するように、文書で残る年記のある最古のものは、慶長一三年八月一三日付けの『伊勢両宮御遷宮 天正十三年七御造管料行事官正御下行方事』（例五三一一）という冊子である。ついで翌年一〇月九日付けの『斎部親當使王兼任請取状写』（三二二三三）、同年一〇月二三日の『伊勢両宮正遷宮社奉幣』（六一一四）がある。なお、能弘が整理した『家伝』（冊四一三九）では、この時には康綱が使王代を勤め兼任王となり、子息の康利が斎部親當となったとしている。しかし『家伝』の記載とは異なり、この段階ではまだ伊勢への奉幣は例年行われるものではなく、例幣使として慣例化されたのは正保四年（一六四七）からだった（三一二、三一三四）。これから後に真継家の伊勢例幣使関係の文書が増加していく。

慶長一四年に伊勢例幣使に参加したことを前提にして、日光東照宮への朝廷からの奉幣に際しても真継家は参役した。日光東照宮は徳川家康の死後三回忌に当たる元和三年（一六一八）に完成しており、この時から真継家も参宮していたようであるが（例二一八一）、実際に文書が残っているのは七回忌に当たる元和七年に康綱

が参向した際（四一九一）からである。康綱は寛永元年（一六二四）一〇月二〇日に七三歳で死んだ。

ついで家康の一三回忌に当たる寛永五年には康綱の子康利（やすとし、以下読み方は『出納御藏家伝』冊四一四〇による）が奉幣使として日光に社参している（三一二〇五）。翌年には皇太神宮の正遷宮により奉幣使を勤めた（三一二三四）が、この時には彼の子供の親賢（ちかたか）も使王として参向したようである（『家伝』）。また家康の二二回忌に当たる寛永一三年にも康利は日光に参向し、翌年路銀を得ている（例四二二五）。康利は寛永一八年七月二八日に死んだ（『家伝』）。親賢は寛永二〇年の伊勢例幣に際して使王を勤めたが（三一三二九、『家伝』）、間もなく他家を継いで真継家を去った。このように日光東照宮への勅使の派遣は随時行われていたが、正保四年（一六四七）からは伊勢例幣使とともに例年派遣されることとなり、日光例幣使といわれた。

親賢のあとは河越重忠の子で親賢の養子の久忠が家を継いだ。彼は寛永二〇年に伊勢例幣に斎部親重の名で参加したが、正保四年の例幣使再興以後は連年参役した（三一三四四）。慶安元年（一六四八）は家康の三三回忌に当たったが、この時も久忠は下向したようである（三一四六、例三一四二）。

伊勢例幣使の方は慶安二年から具体的な状況を伝える史料が増加する。これから承応三年（一六五四）まではややまとまって史料があるものの、以後は元禄一年（一六九八）までの間に例幣・奉幣全体で九点の文書しか残っていない。この間の延宝六年（一六七八）七月六日に久忠は六三歳で死んだ。その家督は子供の玄弘（しづひろ）が継いだ。貞享元年（一六八四）七月一五日に四四歳で死んだ。家を継いでわずか六年であったためか、彼の事跡は殆ど伝

わっていない。

玄弘の跡は岡則盛の次男として寛文一二年（一六七二）に生れ、玄弘の養子となった珍弘（よしひろ）が継いだ。元禄一五年から再び伊勢および日光例幣使関係の文書が見られ（四一三二）、特に享保八年（一七二三）からは連年の史料が残っている。珍弘は享保一八年（一七三三）七月一二日六三歳で死に、その子矩弘（のりひろ）が継いだ。矩弘の代も珍弘の時と大きな変化はない。矩弘は宝曆三年（一七五三）九月二三日に四〇歳で死んだ。そのあとには森沢長治の次男として生れ、矩弘の養子となった親弘（ちかひろ）が継いだ。親弘の代では明和元年（一六七四）八月に大嘗会の由奉幣がなされたためこの関係の史料があり（六一九六）、翌年の家康一五〇回忌の日光参向の史料（五一六〇・六二・六五）も目に付く。

親弘が明和四年（一七六七）三二歳で亡くなると、その子量弘（かずひろ）が当主となったが、彼の代では安永九年（一七八〇）の伊勢例幣関係が二六点も残っている。天明二年（一七八二）量弘が死ぬと、森沢長養の次男として明和七年に生れた康寧（やすのり）が家督を継いだ。康寧の代になると天明八年（一七八八）の二点、翌寛政元年の二八点など細部にわたっての多量の文書が伝わるようになる。寛政七年については四三点もの文書がある。このためこの時期には例幣の道中や伊勢での状況などを事細かに知ることが出来る。文政一〇年（一八二七）十一月二三日、康寧が亡くなると子の則能（のりよし）が継いだ。翌年には例幣関係の史料が出ていない。こうしたことは康寧以前にも見られるが、死の穢を忌んだためであろう。

則能の代の文政一二年になると再び四〇点もの文書が残っている。彼の代では嘉永二年（一八四九）に七八点もの史料がある。則

能が嘉永三年二月二四日に亡くなると、彼の子供の能弘が家督を継いだ。彼の関係するものは嘉永六年の二三点から多くなり、安政五年（一八五八）には一三八点、文久元年（一八六一）には八六六点、元治元年（一八六四）には実に一七一点もの文書が残っている。しかし明治二年（一八六七）の七一点の以後は三点しか伝わっておらず、真継家の下級公家としての例幣使の役割はここで終わったものといえる。

### 三 公 役

真継家の朝廷への勤務のうち例幣使関係を除いたものがここに分類されている。それゆえ文書の分布傾向などはほぼ「例幣・奉幣」と同じであり、内容的にも関係が深い。そして諸行事などに参加したおりの下行米に関する文書が多いのが特徴である。

この中で最古のものは天正一四年（一五八六）一〇月一日付けで、真継久直が後陽成天皇即位の下行米を受け取った際の請取状である（八一三一―五）。続いて文禄四年（一五九五）六月一日付けの、八講下行方についての菊亭家雑掌等連署状がある（八一三一―三）。ここまでが久直時代である。

康綱の代では慶長九年（一六〇四）十一月五日付けで、女院の料所の百姓人足役に関する伊賀守某の折紙写がある（四一―〇六）。また同一二年一〇月四日の北野社遷宮に付いての下行米請取がある（三一―二四六）。以下年未詳のものを含めて康綱代のもの七点である。

寛永二年（一六二五）二月一七日、康利宛で下行銀子等配分覚が出ている（四一―一八六）。また同六年一二月一三日にも寛永三年武

家御所参内の折の下行銀子の配分の覚がある(六一八二)。さらに康利に関しては、年末詳三月一二日付けの下行等に関する某書状もある(四一八)。

親賢の時代では寛永一九年の『親王宣下御下行帳』(冊七一)がある。

久忠の代になると寛永二二年の青蓮院宮へ今宮が入寺した際の行列次第(六一二八〇)、慶安二年(一六四九)には朔旦冬至の節会に関するもの(C一一二八)などがある。その他、明暦元年(一六五五)の大殿祭に関する五点(例三三七六)、翌年の即位に関するもの(六一一九七、四一四〇)が目につく。寛文三年(一六六三)の後西天皇から靈元天皇への讓位に際してもいくつかの文書が残っている(四一一二四、例二二二二、F一一四七、四一八四)。翌年には公家の拝賀に関する下行米の請書が数点ある(四一一八七、四一一五〇)。

玄弘の代では延宝八年(一六八〇)の「東福門院三回忌御饗法講次第」などがある(三一二〇四)が、総点数はわずかに四点である。

「公役」でも文書の増加は珍弘からで、特に元禄六年(一六九三)の拝賀着陣下行米に関するもの(四一一八二)から多くなり、だいたい元禄二年以降は連年の史料が残っている。彼の代で特徴的なのは、元禄八年からの『万御下行覚』(冊二二二)、元禄一三年から宝永三年(一七〇六)の『御用日記』、宝永五年の『日記』等のように、帳簿や日記が多く綴られたことである。特に正徳五年くらいから連年の日記が残っている。彼の公的役割や日常はこれらによって大分明らかにできる。宝永六年には東山天皇から中御門天皇へ讓位があったが、六月二日には東山天皇が讓位に際して美濃國司に固関を命じた勅を出している(二一八)。寛文三年にも玄弘が固

関司を勤めたが(四一一八四)、こうした役割にも其継家が関係していたようで、矩弘の代の享保二〇年(一七三五)中御門天皇から桜町天皇への讓位に際しての警固固関使勤仕の図などが伝わっている(C一一二六、冊一〇一五)。珍弘代の点数は一〇三点である。

矩弘の代でも仕事の内容や、文書・日記の残り方など珍弘の時と変化がない。彼の日記は『要記』・『要録』などと題されたものが大分残っている(冊四一三七八)。彼の代で最も数多く残っているのは、寛保元年(一七四一)に徳川吉宗が右大臣に転任されたとき、矩弘が関東告使を勤めた折の文書である(例二一五七)。また前記のように享保二〇年に中御門天皇の讓位があったが、延享四年(一七四七)にも桜町天皇の讓位があり、史料も残っている(二一五)。彼の代の公役関係文書は一一四点が数えられる。

親弘の代になると日記・帳簿とも見られない。彼の代で点数が多いのは、宝暦五年(一七五五)に内侍所が炎上したため造り替え遷座した際のものである(五一七〇、例四一二一九)。また宝暦一二年の後桜町天皇の踐祚(例二一四二)、および桃園天皇の葬儀に關係したもの(例五一四五)、さらに翌年の仕人ならびに御車童子と出納との争論に關係するもの(例四一二一七、例二一六九)も多い。総点数は八八点で、全体的には前二代に比較して文書の残り方が少ない。

量弘に時代になるとさらに文書が少なくなり、総点数でも一〇点に過ぎない。彼の代では安永八年(一七七九)の光格天皇の踐祚(例二一四三)、後桃園天皇の葬儀に関するもの(例二二二〇)が目を引く。

次いで康寧の代になると再び点数が急増し、一代で実に四一九点も史料を残しているが、連年の文書が残っているのは天明八年

(二七八八)以降である。寛政元年(二七八九)には除目・叙位に關するものが多く残っている(四一―一七)―二〇、四一―三五―一三八)。文化十三年(一八一六)徳川家斉の右大臣、家慶の右近衛大臣兼任の告使として康寧も江戸へ上ったので、その時の史料が大分ある(例六一―九七、例二―三三など)。翌年光格天皇は仁孝天皇へ讓位したがこの關係文書も多い(六一―一八八、五一―二一など)。文化一四年(六一―一六)、文政六年(二八二二)(六一―一〇八)、文政八年(F―一六四)の石清水臨時祭に關するものがあるが、この頃から石清水臨時祭の文書も多くなる。また文政九年の賀茂臨時祭礼の参向(例四―二八)などの他の神社への社参も目立つようになる。

則能の時代の点数は一四五点である。点数はやや少ないものの大きな傾向は前代と同じである。特徴として出納からの口状が多く残るようになることと、『公役私要録』などと題された日記が多く残っていることをあげうる。日記はほぼ連年分があるので、この時期における真継家の下級公家としての動きは細部まで明らかにすることが出来るだろう。大きな事件としては天保三年(一八三二)の賀茂臨時祭参向(六一―二八九)、天保二年の光格天皇の葬儀(C―一―一三〇、例二―四二)、弘化三年(一八四六)の孝明天皇の踐祚(例二―五四)、仁孝天皇の葬儀(C―一―一六、例二―三七)などが目立つ。

最後は能弘であるが、総点数は二一〇点である。彼は嘉永四年から『公役雜記』という日記を明治二年まで残しており、さらにそれ以降も『御布告留』など多くの記録を残しているので、幕末維新期の真継家の公役は細部にわたって調べることが可能である。彼の代では、慶応三年(一八六七)の孝明天皇の葬儀にかかわる文書が最

も大きなまとまりをなしている(C―一―一二)。また翌年の山陵参拝に關するものも多い(五―一五)。

明治二年(一八六九)七月、百官が廃されたが、真継家は清涼殿の掃除を命ぜられ翌年一二月迄勤めた。明治三年一月旧官人等の位階が廃された。この年二月二〇日京都府貫属士族とされ、家禄現米一三石四斗が下され、これまでの知行所は翌年から取り上げられることになった(以上『出納御藏家伝』冊四―四〇)。文書では明治四年(一八七二)になると明治新政府との関わりで奉職についての届など(例一―一六)が出ている。能弘は明治一〇年九月三日より陵丁(C―一―七二―四)、明治二年五月一六日より墓丁を勤めたが、これを同年一月一九日に退役している。同年一月二八日東京に行き、翌年一月二〇日帰京して柳原家に転宅している(以上『家伝』冊四―三八)。その後明治一六年一〇月一八日には宮内省から殿部に申し付けられ、一月に七円の給金が支給されることになった(C―一―七二―一―八)。

#### 四 鑄 物 師

真継家文書の内容としてこれまで最も注目され、研究がされてきたのがこの部分であるが、既に見たように総点数は一〇五点で、全体の一七パーセントを占めるに過ぎず、思われていたほどには全体に占める割合が多くなかった。

鑄物師文書の残り方の時代分布は他の内容に比べると著しい特徴を示す。それは他の内容では一六〇〇年以前のものが殆ど無いにもかかわらず、二〇四点も含まれていることである。一六〇〇年以前というのは真継久直の活動期にほぼ一致する。網野善彦氏の研究な

どによって明らかになつてゐるようによ、御蔵小舎人新見家の家督は天文五年（一五三六）新見有弘が一旦子供忠弘に譲り、その後天文八年に真継久直に譲りなほして、新見家から真継家へという家名の変化があつた。これは久直が新見家の鑄物師を支配してきた家柄に着目して、鑄物師支配から利益を得ようとして借金のかたに家をのつとつたことによる。そこで早速久直は鑄物師支配のための活動を開始した。それが戦国時代の久直代の文書の多さにつながつてゐるのである。

久直は慶長三年（一五九八）に死んでゐる。『地下家伝』や真継家の『家伝』（冊四―三九）などによれば、久直の跡はその子宗弘が継いだが早世し、宗弘の子康綱がそのあとを継いだという。しかし花押や活動時期からして宗弘は久直が称した名前であり、宗弘は真継家の代数に数えることはできない<sup>(8)</sup>。そうなるに康綱は久直の子供ということになるが、実際は河内康胤の子供で（四―一三）、永祿九年（一五六六）に久直とともに鑄物師支配の活動をしてゐたことが知られる河内源五郎（一―一三）その人、もしくは彼の関係者であろう。つまり久直と康綱の間には血縁関係は無かつたのである。このように早い段階から久直の鑄物師支配に協力してゐたこともある。康綱が家督を継いでも真継家の積極的鑄物師支配のための働きかけは変りがなかつた。慶長一〇年徳川秀忠が將軍になつたが、この時康綱が告使になつた（七―五九）。このことを前提にして康綱は改めて將軍秀忠に御目見えした（一―二二―一三）。そしてある程度の真継家の鑄物師支配を確認してもらつたようである（一―二二―一四―六、三―二七）。ともかく久直と康綱の活動によつて、真継家の鑄物師支配は近世初頭に一定の成果をあげたことは確実である。康綱関係の文書は二〇点ある。

ところが康利の時期の史料は彼宛の口宣案二点しかない（一―二一―一、一―二二）。続く親賢も寛永六年の口宣案（一―二二―一〇）、久忠に二点（A―二六、C―一六）あるが確実なものか否かについては確証がない。玄弘時代にも口宣案の写（A―二二―八―二）があるだけである。つまり、この三代の間には鑄物師支配のための文書が殆ど出ていないのである。

珍弘の代になると急増し、一代の間に一〇四点が残つてゐる。その最古のものは貞享五年（一六八八）越前國五分一村の六左衛門にあてた年貢催促状である（七―五三）。ついで元祿九年（一六九六）に美作國津山の与右衛門へ鑄物師職許状を出してゐる（三―二五）。しかし許状が一般化するのには正徳四年（一七一四）からで、以後許状を発給して礼金を取るといふ形で鑄物師支配がなされるようになる。彼はまた呼名許状や大工職許状、さらには旧書の写などを鑄物師に配布して真継家の鑄物師支配を再興した。有名な近世の真継家による鑄物師支配の形は彼によって整えられるのである。

矩弘のものは三六点が知られる。彼は珍弘ほど精力的ではなかつたものの、鑄物師支配域を拡大させたようである。親弘の代には三四点、量弘の代には四五点と続く。この間に親弘は鑄物師の旧書や争論などを調べ始めた（冊一―一〇―一四）また量弘は江戸幕府へ真継家の鑄物師支配の正当性を訴え、全国的に支配を広げようとした（冊一―一五）。この代の間には珍弘の目指した鑄物師支配は着実に前進したのである。

この動きを大きく進めたのが康寧だつた。彼一代の間の鑄物師支配関係文書は二五〇点も残つてゐる。これは近世の真継家当主では最大である。同時に彼は旧書の調査（冊二―二四、冊一―一七）や鑄物師からの収入の帳簿（冊一―一七）なども作つてゐる。なお寛

政二年（一七九〇）には内裏の清涼殿に灯籠を調進し、以後これが慣例となる（二一〇〇）。そして真継家はこの調進を名目にしてさらに鋳物師への統制力を強めた。

続く則能時代のもものは一七点ある。彼は盛んに、支配している鋳物師の人名録の整備（冊一一八）や、旧書の調査（冊六一六）、朝廷に調進する灯籠に関する記録（冊一一九・二〇）などをまとめている。

真継家の近世的鋳物師支配に関わった最後の人物が能弘で、関係文書は一七〇点残っている。彼はこれまで以上に帳簿類の整理を行ない、鋳物師に関する記録を作っていて、安政四年（一八五七）の『治工休職人員帳』（冊一一二）、同年の『鋳物師記』（冊二一三六）、安政六年五月よりの『河内国丹南郡大保村記』（冊一一二三）、文久元年（一八六一）の『鋳掛職取調帳』（冊一一三三）など多数が残っている。しかし近代国家の成立とともに、だいたい明治三年（一八七〇）ぐらゐから鋳物師職許状の発給はなされなくなる。そこで鋳物師の側からこの頃新規鋳物師の嘆願書などが出てくる（例六一二九）。また以後も旧来の特権を守ろうとする鋳物師たちの真継家への働きかけも続き（例六一九、例一一四）、明治二年から翌年にかけて鋳物師の会社を作ろうとしたが（六一二一・二一四、六一二〇八、二一八、冊一一二九）これも失敗し、やがて真継家は鋳物師との関係が切れていくのである。

## 五 家 政

ここには様々な文書が含まれるので小分類にしたがって解説してみたい。

所領 真継家の知行地のわかる最古の文書は享保六年（一七二一）で、これによれば山城国葛野郡西院村の内に高三石九斗六升、同壬生村の内に高一石四斗の合計五石である（三一四七）。ここには知行地に関わること、および高役銀等についての文書が集められている。

屋敷 矩弘が寛保三年（一七四三）に記した『鑿旧志』によれば、久直から玄弘に至るまでの屋敷は三階町にあった。玄弘は乳人にとこの家を譲って相国寺鹿苑院門前西町北側へ移った。元禄三年（一六九〇）珍弘がこれを売り払い（三一三三）、同町北側の家に移った。珍弘はさらにこの家を売って上立売烏丸西へ入町南側松屋宇右衛門家に借宅し、さらに享保一八年（一七三三）に室町今出川上る東側本多左京家を借宅した。矩弘の代の元文二年（一七三七）、室町新町今出川上る島山町西側の飛鳥井家の家司安田宮内の家を買った（三一四八）移居した。

矩弘から康寧までの間は不明であるが、寛政三年（一七九一）九月二日には康寧が鱗形屋清兵衛から屋敷を買っている（七一九）。この年の九月二十八日、康寧は岡崎村道誠の屋敷より、烏丸通立売上る柳園子にある父森沢長義の家に寄宿した（四一一五七）。翌年八月康寧は室町通上立売下る西瓢箪園子町の自分の土地に家を建て引っ越した（三一二五）。この後、明治に至るまで真継家はここに住んだ。

明治時代には真継家も大きな時代の渦に巻き込まれた、明治七年（一八七四）二月六日、能弘は長年住んできた瓢箪園子町西側六二番地から山城国葛野郡第一組宇多村七五八番地に転居した。さらに明治十二年一月一八日からは、上京区第二組烏丸通榎木町北入堀松町三三四番地の金森常次郎宅に止宿した。翌年四月二三日再び

宇多村に帰ったうえ、上京区第一組二階町広小路上る六八三番地柳原家旧宅に住み込んだ(E四―三七)。このように真継家が何故住所を点々としたかは今後考えていかねばならない。

家計 ここには真継家の家計にかかわる史料がまとめられている。珍弘は享保二年(一七二七)に魚代金を払わないと丹波屋五兵衛から訴えられたがその際の文書(四―五三)がある。また享保二〇年には丸屋治兵衛と矩弘の間で米代銀をめぐる起きた争論関係文書(三―一五三―一五六・一八五)がある。

親弘の代になると真継家の生活に関わるものが見られるようになり、明和二年(一七六五)には『米万覚之通』(五―一〇)、『豆腐万覚帳』(例三―三三)、『乾物青物通』(五―三九)といった通帳が出てくる。また様々な請求類も残るようになる。

則能の代には金銭の請求証文の数が多くなる。特に天保一〇年(一八三九)にはこれが沢山残っている(例三―一〇)。能弘の場合も同様であるが、特に慶応三年(一八六七)から翌明治元年、明治五年から一年ぐらいに多い。特に彼で注目されるのは文久三年(一八六三)から慶応三年に至るまでの『金銀出入覚帳』(例四―一)で、この間の真継家の出納の状況を知ることができる。ちなみに文久三年の収入は金九五兩二歩、銀一貫四〇七匁一分八厘三毛、銀一貫一九二文で、支出は金九五兩三歩二朱、銀四五四匁六分八厘六毛であった。文久四年(元治元、一八六四)は収入が金一一八兩二歩三朱、銀六貫二一〇匁七分九厘六毛、銀一貫四六六文、支出が金一三二兩二朱、銀七八一匁七分であった。慶応元年(一八六五)は収入が全てあわせて六六五兩一步二朱余り、支出が金三八六兩一步三朱であった。慶応二年は収入があわせて金五八九兩三歩一朱、このうち公役などで金二八四兩二歩一朱、銀六貫三匁九分三厘七

毛、銀三貫四七七文、辨物師から得たのが四六兩二朱、柳原家から四二兩五貫一〇文などとなっている。この年の支出は四五六兩三歩であった。慶応三年は収入が五六一兩二朱、支出が七月までで金二〇二兩二朱、銀五五匁九分となっている。慶応元年からの数年間は真継家の歴史上でも最も収入の多かった時期である。

儀礼 ここには主として真継家で行われた葬儀に関する史料が入っている。先ず寛延二年(一七四九)の矩弘の妻の葬儀に関するものがある(例五―一八、五―二九)。次いで宝曆三年(一七五三)の矩弘の葬儀関係(例五―二〇)となる。天明八年(一七八八)七月には長寧(康寧のことか)の息子保千代の葬儀があった(六一―七)。文政九年(一八二六)には石御乳の凶事に関するものがある(例五―三四)。このほか能弘の祖母の死去に関するものがある(六一―二五・二二一・二四一など)。全体の数は多くなく、真継家の当主の葬儀などは殆ど分らない。

交際 ここには日常的な挨拶状や名札などが入れている。その多くは年未詳で、しかも数も多くないが、差出人の資格をあきらかにしたり、年代推定などしっかりすれば真継家の交際範囲などを知ることができようであろう。

柳原 先に屋敷のところへ触れたように真継能弘は明治一三年四月二日より、柳原家の旧邸内に住むことになった。実際には柳原家の留守番をしていたのである。この間の柳原家との関係を伝えてくれる文書をここにまとめてある。文書は明治一六年から明治三二年に至るもので、全部で一六三点ある。

家伝 ここには真継家の家伝・家系図のような家の歴史を記したもの、および真継家の当主などに官途受願名を与えるために出された口宣案等がまとめられている。このうち後者については一部「辨

物師」の部分とも重なる。

口宣案は慶長一四年（一六〇九）九月六日、親当（康利）を従六位下に任じた後陽成天皇口宣案の写からある（三一五三）。親当は元和三年（一六一七）には従五位下に叙せられた（三一五六）。寛永六年（一六二九）九月一〇日には親賢が従六位下になった（三一五二）。寛文二年（一六六二）一〇月二十九日、玄弘が従五位下に叙せられた（二一三三）。元禄二年（一六九九）二月二十八日に珍弘が宮内大丞に任ぜられた（三一五五）。彼は宝永五年（一七〇八）後正月九日刑部少輔に任ぜられた（九一四七）。宝暦三年（一七五三）には仲弘（親弘）が宮内少丞に任ぜられた（二一一）。宝暦一三年正月一五日彼は従五位下になった（五一五三）。明和五年（一七六八）六月二六日豊弘が正六位下に叙せられた（五一四八）。翌年正月二五日彼は右衛門少尉に任ぜられた（五一四八）。さらに安政二年（一八五五）正月二二日には能弘が従五位上に叙せられた（二一四）。以上がここに入れられた口宣案である。

系図では延宝五年（一六七七）とあるものが最も古い（二一一〇一）。年月未詳では康綱と康利のものがある（四一三九）。家伝としては能弘が整理した四冊がある（冊四一三六、三九）。なお明治に至るまでの御蔵小舎人の家伝類もある（冊一〇一一二）。

親類書としては久忠のものがある（三一二一六）。統いて元禄七年（一六九四）に珍弘の由緒書がある（二一七〇）。彼は宝永七年（一七一〇）にも出納にあてて由緒書と家領の覚（六一一七五）、享保一〇年（一七二五）親類・家領高の覚を出している（六一一八二）。享保一〇年には矩弘が叙任の願書を出している（五一一四・二五）。宝暦三年（一七五三）には矩弘から親弘への相続願書が出納に出された（A二一三七）。翌宝暦四年から五年にかけて親弘は

齋部性を許されるよう願った（三一五四・五五・五七）。弘化四年（一八四七）則能が神祇官兼任願いを出した（四一七三）。

その他 以上に含まれないものをその他としてまとめた。真継家の寺請状・宗門改状は天和三年（一六八三、四一七〇）、貞享三年（一六八六）、元禄六年（一六九三）、元禄十五年（以上四一七一）、享保六年（一七二二）、享保一〇年（以上四一九〇）、天保八年（一八三七、例三二七九一）、嘉永元年（一八四八、例三二八三）があった。また貞保五年（四一九〇）と天保八年（例三二七九一）の鉄砲改め証文が残っている。

安政二年（一八五五）から文久二年（一八六二）に至るまで（C一一五五）、および明治二年（一八六九）の奉公人請状も残っている。この頃が真継家が最も経済的に良い時期でもあった。このほか雑多なものがここに入っている。

ここには能弘が書いた『雑々日記』、『日雑記』などと題される日記も入れた。これは文久三年（一八六三）正月から明治六年（一八七三）までの一八冊がある。また明治五年から一八年にかけては『家記』二七冊がある。これらはいずれも大部のものであり、まだ読んではいないが記載内容は豊富と思われる。これらをつなげることによって幕末から明治前期の様々なことが解明できるだけに注目したい。

## 六 文化・教養

ここには真継家の蔵書、および真継家の者たちの文化・教養に関するものをまとめてある。名古屋大学に真継家文書が移されるまでに散逸したものであろうか、典籍は案外に少ない。

典籍関係では下級公家だけに宮廷・有職故実関係、それに職業がら神社関係が多い。寛政一二年（一八〇〇）に写された『禁秘御鈔』、安永五年（一七七六）版の『禁秘御鈔階梯』上・中・下、享和三年（一八〇三）版の『内裏式』、『禁裏政要』、元文二年（一七三七）に写された『略年中行事』、『禁裏年中行事』、元文四年に写された『女房官品事』、寛延三年（一七五〇）に写された『故実清譚』、安政五年に写した『公卿勅使類聚』、『賀茂祭雑々記』、『石清水臨時祭次第』、元文四年に写した『江次第鈔』七冊、『毎事問』三冊、承応二年（一六五三）版の『江家次第』、寛文一二年（一六七二）の『類聚雜要抄』、延享四年（一七四七）版の『職原鈔』、安永二年版の『侍中群要』、正徳二年（一七二二）写の『御鎮座伝記』、宝永六年（一七〇九）版の『御鎮座次第記講』、元禄一二年（一六九九）版の『神道名目類聚抄』、元禄三年の『中臣祓大全』などがある。

詩歌や短歌に関しては、『文林良材』、元禄一四年の『伊勢御法案倭歌』、安永六年版の『増補和歌題林抄』、正徳六年版の『新題林和歌集』、『和歌浜のまさご』、『桂園一枝』、文政九年版の『歌枕秋の寝覚め』などがある。

このほか文化二年（一八〇五）版の『和蘭内景医範提綱』、寛延四年（一七五二）の『桃花葉葉聞書』といった医学書。天和三年（一六八三）の『観世流謡曲本』のような謡曲に関するものもある。

## おわりに

真継家文書というところまで鋳物師を支配した家の文書としての

評価だけが余りに強すぎたが、本稿で述べてきたようにそれ以外の文書点数の多さ、その内容などからして、こうした見方はある程度考え直さねばならなかったといえる。鋳物師支配にしても下級公家論全体のなかで組み立てていく必要がある。そしてこれまで殆ど研究がされてこなかった例幣使についても、真継家文書を見ることよって新しい側面が見えてくるものと考えられる。さらにこの家の家政関係の文書から下級公家の日常を探ることも可能である。

これまで述べてきたように真継家文書は実に様々なことを教えてくれる。近年朝幕関係や近世の公家の役割などの研究がなされるようになってきたが、そうしたことを研究するには真継家文書は格好の素材となる。それだけに、今回の私達の整理を基礎としての真継家文書の正式な整理が望まれる。

## 注

- (1) 『中世鋳物師史料』（法政大学出版局・一九八二）
- (2) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』（岩波書店・一九五二）、中川弘泰『近世鋳物師社会の構造—真継家を中心として—』（近藤出版社・一九六六）など
- (3) 豊田武『鋳物師の有する偽文書について』（『歴史地理』六七巻二号、一九三六）
- (4) 網野善彦『偽文書について—その成立と効用—』（『書の日本文史』第巻四、平凡社・一九七七）
- (5) 網野善彦『鋳物師』（『講座日本の民俗』五、生業）、有精堂出版・一九八〇）
- (6) 日光例幣使に関しては、五十嵐富夫『日光例幣使街道』（柏書房・一九七七）がある。

- (7) 奉幣使については高埜利彦「近世奉幣使考」(『歴史学研究』五〇〇号・一九八二)がある。真継家文書を用いた例幣使の研究には、秋山昌則氏が一九八七年名古屋大学へ提出した修士論文「近世地下官人論——御蔵小舎人真継家の中心に——」があるが、未発表である。公表が望まれる。
- (8) 拙稿「真継康綱と佐久鋳物師大主家」(『信濃』四〇巻三号、一九八八)
- (9) このような真継家の鋳物師支配については、拙稿「近世の鋳物師と鍛冶」(『講座・日本技術の社会史 第5巻 採鉱と冶金』、日本評論社・一九八三)・「近世の鋳物師と真継家」(『歴史学研究』五三四号・一九八四)参照。なお真継家発給の文書については、拙稿「近世真継家配下鋳物師人名録」(一)・(二) (『名古屋大学文学部研究論集』史学二八・二九、一九八四・八五)を参照していただきたい。ちなみに前掲注(3)の中川弘泰氏と私とは、真継家の鋳物師支配が強固になる時期などについて見解が異なる。この点については氏の著書に対する私の書評(『史学雑誌』第九六編二号・一九八七)を参照していただきたい。
- (10) 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房・一九八一)、高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会・一九八九)

付記 末筆ながら名古屋大学内地留学中指導教官になっていた三鬼清一郎先生をはじめ、早川庄八先生、稲葉伸道先生、高橋公明先生に深謝する。